

高松市・香川町合併協議会会議録  
第 1 回 会 議

平成 1 5 年 9 月 4 日 (木)

高松市・香川町合併協議会

# 高松市・香川町合併協議会会議録

## 第1回会議

### 1 日時

平成15年9月4日(木)午後3時開会・午後5時7分閉会

### 2 場所

香川県自治会館7階会議室

### 3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	吉本保久	委員	溝淵敬
委員	廣瀬年久	委員	初瀬恭次郎
委員	田中和夫	委員	北中ヤエ子
委員	山田徹郎	委員	大塚茂樹
委員	松浦可稔	委員	鎌田郁雄
委員	菰淵将鷹	委員	千葉規美子
委員	御厩武史	委員	石田芳直
委員	梶村傳	委員	大野義明
委員	大浦澄子	委員	中原禪雄
委員	三笠輝彦		

### 4 欠席委員 1人

委員 井原健雄

### 5 事務局

事務局長	林昇	総務班 兼計画班	森田大介
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加藤昭彦	調整班	藤川幸彦
総務班長 兼計画班長	福井隆	調整班	澤田敏男

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会長及び副会長あいさつ

## 3 委員等紹介

## 4 議事

### (1) 報告事項

報告第1号 高松市・香川町合併協議会規約について

報告第2号 高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書について

### (2) 協議事項

議案第1号 高松市・香川町合併協議会会議規程について

議案第2号 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程について

議案第3号 高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について

議案第4号 高松市・香川町合併協議会幹事会規程について

議案第5号 平成15年度高松市・香川町合併協議会事業計画について

議案第6号 平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について

## 5 その他

(1) 市町村の合併の特例に関する法律の概要等について

(2) 高松市・香川町合併協議会第2回会議の開催予定について

## 6 閉会

午後 3時00分 開会

#### 会議次第1 開会

事務局長 それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第1回会議を開きます。

皆様方には何かと御多忙中のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この合併協議会の会議の開会あるいは閉会は、本来、議長の権限ということになりますが、本日は本合併協議会の初めての会議でございますし、また、このような取り扱いを定める会議規程も、後ほど御協議をいただくこととなっておりますことから、まことに僭越ではございますが、本日、議事に入りますまでの間、本合併協議会の事務局長に任じられております私、林の方で進行させていただきますので、よろしく御理解の上、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本合併協議会の会議の公開及び傍聴の取り扱いでございますが、これにつきましても、後ほど会議規程等を御協議いただきますので、それらの規程が決定されるまでの間は、特例的な形での会議の公開、傍聴の許可ということにさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

それでは、お待たせをいたしました。会議に入らせていただきます。

#### 会議次第2 会長及び副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2「会長及び副会長あいさつ」でございますが、まず、高松市・香川町合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 合併協議会の規約に基づく協議の結果、協議会会長を務めさせていただくことになりました高松市長の増田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

高松市・香川町合併協議会第1回会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この合併協議会は、香川町において高松市との合併協議会設置を求める住民発議が行われ、最終的には、香川町の住民投票の結果を受けまして、香川町と協議をする中で設置をしたものでございます。

今日、地方分権の推進、少子・高齢化の進展など社会経済情勢が著しく変化する中、国

及び地方自治体の財政は、大変厳しい状況が続いております。特に、三位一体の改革による影響により、地方財政は今後ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況のもと、住民に最も身近な自治体として、総合的に住民サービスの提供の責務を負う市町が、今後、地域の自立と独自性の発揮による地域みずからのまちづくりを進めることが重要な課題となっております。そのためには、それにふさわしい行財政能力の確保や行政組織体制を充実強化することが求められております。

その最も効果的な手法として、行政コストを縮減し、住民サービスのための財源の効果的な確保と、効率的な行政組織体制の整備が可能となる合併問題が、大きなテーマとして全国的に議論されているところでございまして、各自治体においても、それぞれの立場で合併についての検討が行われているところでございます。

このような中、このたび、香川町住民の強い熱意により、高松市と香川町との合併協議会が設置されたわけですが、私といたしましては、この協議会の場において、両市町の行財政状況や住民サービス、各種制度などについて、委員の皆様はもとより、両市町の住民にオープンにし、合併に係る課題や問題点、対応策など、合併の是非についての判断材料をそろえる中で、大所高所に立って、公平・公正に議論が行われることを期待するものでございます。

どうか、委員の皆様方におかれましては、円滑な会議運営のための御理解と御協力を特にお願ひ申し上げまして、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、副会長であります吉本香川町長よりごあいさつを申し上げます。

吉本副会長 合併協議会の副会長を務めさせていただきますことになりました香川町長の吉本でございます。合併協議会の第1回会議に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さんには、お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、昨年8月の合併協議会の設置請求から1年が経過いたしました。その間、さまざまな動きがございました。本町を初め、近隣市町の合併問題に関します状況は、十分御承知のことと存じますが、本協議会の設置を問う住民投票では賛否が二分し、住民の意向が拮抗している状況での設置となり、県内外からも注目を集めているところであります。

こうした状況を踏まえた上で、本協議会では、高松市・香川町の1市1町の合併の是非

を初め、あらゆる協議を重ねていくことになりましたが、合併は住民の生活に大きく影響する問題でもあります。

町制施行以来、本町にふさわしい姿のまちづくりを、今日まで進めてまいりました。地域の発展に御尽力をいただいた諸先輩方の英知と、住民の皆様のためまぬ努力を思い起こすとき、改めてこの節目に、将来にわたって豊かな地域社会を継承していかなければならない責務を痛感し、このことを肝に銘じ、地域の将来や自治体財政はどうなるかなど、住民の皆様とともに考えていくことが大切であると思っております。

合併は、その市町村の存在を左右する、自治体の根幹にかかわる問題ゆえに、それぞれの立場や考えの相違で、白熱した議論も出てこようかと思いますが、お互いの信頼関係のもとに、協議を重ねていきたいと考えております。

これからの協議が、容易なものではないと存じておりますが、合併特例法の期限を理由とした議論が先行することなく、これまでの両市町のまちづくりの歩みや意見を尊重しながら、お互いに対等の立場に立って、現状と課題を踏まえた上で、皆様と一緒に慎重に考え、十分検討されたと感じられるまで議論ができるよう、全力で取り組む所存であります。

なお、御承知のように、特例法に基づく住民投票の結果、わずか16票の差で、本協議会を設置したのであります。したがって、約半数の反対住民を置き去りにしての協議をすることですから、このことを十分に御承知おき願いたいのでございます。

最後になりましたが、皆様方の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げ、私のごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

### 会議次第3 委員等紹介

事務局長 それでは次に、会議次第の3「委員等紹介」に移ります。

お手元の高松市・香川町合併協議会委員等名簿に基づきまして御紹介をさせていただきます。

まず初めに、先ほどごあいさつを申し上げました本合併協議会会長であります高松市の増田昌三市長でございます。（自席で起立の上、会釈またはあいさつ。あいさつの発言は省略。以下同様）

同じく、ただいまごあいさつを申し上げました本合併協議会の副会長であります香川町の吉本保久町長でございます。

次は、高松市の廣瀬年久助役でございます。

香川町の田中和夫助役でございます。

次は、議会の正・副議長に移りますが、高松市議会の山田徹郎議長でございます。

香川町議会の松浦可稔議長でございます。

高松市議会の菰渕将鷹副議長でございます。

香川町議会の御厩武史副議長でございます。

次に、市町の議会議員に移りますが、高松市議会の梶村 傳議員でございます。

同じく高松市議会の大浦澄子議員でございます。

同じく高松市議会の三笠輝彦議員でございます。

同じく高松市議会の森谷芳子議員でございます。

次は、香川町議会の溝渕 敬議員でございます。

同じく香川町議会の初瀬恭次郎議員でございます。

同じく香川町議会の北中ヤエ子議員でございます。

同じく香川町議会の大塚茂樹議員でございます。

次に、学識経験者の紹介に移ります。

高松市の井原健雄様でございますが、井原様は、本日、所用のため欠席されております。

次は、高松市の鎌田郁雄様でございます。

同じく高松市の千葉規美子様でございます。

次は、香川町の石田芳直様でございます。

同じく香川町の大野義明様でございます。

同じく香川町の中原禪雄様でございます。

以上、22名が本合併協議会の規約に基づく会長及び委員でございます。よろしくお願  
い申し上げます。

次に、その名簿の下に記載をしております監査委員でございますが、先般、増田会長の方から本合併協議会の規約に基づき、高松市の北原和夫代表監査委員及び香川町の川西隆雄代表監査委員のお二人を委嘱しておりますので、名簿記載により御紹介をさせていただきます。

続きまして、この機会に、本合併協議会の事務局職員を紹介させていただきます。

先ほど御覧いただきました委員等名簿の裏に事務局職員の名簿を掲載しておりますが、

事務局次長及び調整班長事務取扱の加藤昭彦でございます。

同じく調整班の藤川幸彦でございます。

同じく澤田敏男でございます。

次に、総務班及び計画班でございますが、班長の福井 隆でございます。

森田大介でございます。

以上、6人で事務局を担当いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 会議次第4 議事

事務局長 それでは、これより会議次第の4「議事」に入るわけでございますが、ここで会議での発言要領についてお願いがございます。

協議会の会議につきましては、会議録を作成するため録音をとることとしておりますので、御発言をされる場合には、まず議長の許可を得た後、まことに恐れ入りますが、お手元のマイクのスイッチ、緑色の部分でございますが、それを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから御発言をされますようお願いを申し上げます。

それでは、これから後の会議につきましては、本合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が議長に当たることとなっておりますので、増田会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約に基づきまして私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） はい。

松浦委員 議事に入るまでに、一言、市長の考え方をお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

議長（増田会長） また後で、その他の項目がございますけども……

松浦委員 いや、その他でないんですけど、この初協議会の中で基本姿勢にかかわることでございますので。

この香川町議会を、こそくな議会だと言いつられた、その……

議長（増田会長） その件については、後ほどしっかりお話し合いの時間がありますから、そうさせていただきますよ。

松浦委員 協議に入る基本姿勢で変わってきますよ……

#### 会議次第4 (1) 報告事項



議長（増田会長） 会議次第の4の（1）報告「報告事項」に移らせていただきます。

報告第1号及び報告第2号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長 事務局の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

報告第1号及び第2号につきまして御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

お手元の会議資料、1ページをお開き願います。

まず、報告第1号「高松市・香川町合併協議会規約について」でございますが、規約の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

2ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、本協議会の設置の根拠について述べておりまして、その根拠法に地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法である旨が記載されております。

次に、第2条は協議会の名称でございます。通常、合併協議の対象となる市町の名称を列記することが一般的でございますことから、高松市・香川町合併協議会と称することといたしております。

次に、第3条は協議会が担任する事務について定めておりまして、まず1点目といたしまして、合併の是非を含めた1市1町の合併に関する協議、2点目といたしまして合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の作成、3点目といたしまして前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項を担任することといたしております。

次に、第4条は協議会の事務所についてでございますが、1市1町の長の協議によりまして定めた場所に置くことといたしております。

このように、1市1町の長が協議して定めるという規定がほかにもございますが、これらの協議結果につきましては、次の報告第2号で、まとめて御説明をさせていただきます。

次に、第5条は組織でございますが、協議会は会長及び委員をもって組織すると定められております。

次に、第6条及び第7条の会長、副会長につきましては、1市1町の長の協議により選任することといたしております。

次に、3ページに移りまして、第8条は委員についての規定でございます。

まず、第1項の第1号委員といたしまして、1市1町の長及び助役でございますが、複

数の助役を置く場合にあっては、長が指名する助役1人といたしております。第2号委員として1市1町の議会の正・副議長、第3号委員は1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者、各市町4名以内となっております。

次に、第4号委員は1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者で、各市町からそれぞれ3名以内となっております。

また、第2項におきまして、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができるといたしております。

次に、第9条の会議についてでございますが、会議は会長が招集すること、委員総数の3分の1以上の委員から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならないこと、会議の開催場所及び日時は会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならないことを規定いたしております。

次に、第10条の会議運営でございますが、第1項では、会議は委員の半数以上が出席しなければ成立しないこと、第2項では、会長は会議の議長となることを規定しております。

また、第3項におきまして、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めることとなっておりますが、後ほど議案第1号「高松市・香川町合併協議会会議規程」としてお諮りすることといたしております。

次の第11条から次の4ページの第13条までは、本協議会におきまして御協議いただく前の調査、審議・調整等、諸準備を行うための機関として小委員会、幹事会並びに事務局に関する規定が定められております。

次の第14条は、本協議に要する経費に関する規定でございますが、後ほど説明させていただきます。

次の第15条は監査、第16条は財務に関する事項、第17条は報酬及び費用弁償に関する規定でございます。

次に、第18条は、協議会の解散の場合の措置について定めておりまして、第19条に補則といたしまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定めることといたしております。

また、附則といたしまして、この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行することといたしております。

以上が報告第1号「高松市・香川町合併協議会規約について」でございます。

続きまして、報告第2号について御説明をいたします。

資料6ページをお開き願います。

報告第2号「高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書について」でございます。

協議書につきましては、先ほどの規約の説明の中でも申し上げましたように、1市1町の長の協議により定めると規定されております項目等について、去る8月26日に高松市長、香川町長の間で取り決め、調印いたしましたものでございます。

資料、7ページを御覧ください。

7ページの中ほどから下に、協議して定めた事項を記載しております。

まず、1では、合併協議会の事務所につきましては、高松市に置くことといたしております。

次の2と3では、会長に高松市長、副会長に香川町長をそれぞれ選任いたしております。

4の委員につきましては、先ほど説明いたしました規約第8条第2項に規定する、必要に応じて1市1町の長が協議して定める委員については、当分の間、置かないものとしております。

次に、8ページをお開きください。

5は、事務局についてでございますが、後ほど御説明いたします事務局規程を定めるとともに、事務局職員については高松市から4名、香川町から1名、香川県から1名の合計6名をもって充てることといたしております。

6の協議会の経費でございますが、市町が負担すべき経費のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布費用につきましては、それぞれの市町が負担し、それを除いた金額を、1市1町で均等して負担をするということといたしております。

次に、7の財務に関する事項、8の報酬及び費用弁償につきましては、後ほど御説明いたします財務規程並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を、別途、定めております。

9の規約の施行日につきましては、平成15年9月1日とし、この日をもちまして合併協議会が発足したところでございます。

そのほか、10の内容変更から13の協議の失効につきましても、それぞれ記載のとおり定めております。

以上で高松市・香川町合併協議会規約に関する協議書の説明とさせていただきます。

続きまして、資料、10ページをお開きください。

別紙1「高松市・香川町合併協議会事務局規程」でございますが、第1条の趣旨にございますように、この規程は規約第13条第2項の規定に基づきまして、1市1町の長が協議の上、ただいま説明いたしました協議書の中の別紙として、協議会の事務局に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、協議会の会議、協議資料の作成、広報、庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項を所掌することといたしております。

第3条、第4条は、組織及び事務分掌、職員等についての規定でございますが、事務局は総務班、調整班、計画班の3班体制とし、事務局長、事務局次長、その他の職員で構成することといたしております。

以下、第5条につきましては職員の職務、第6条は会長の決裁事項、第7条は事務局長の専決事項、第8条は代決に関する規定、第9条は文書の取扱い規定、第10条は公印の取扱い規定、12ページに参りまして、第11条は職員の服務、第12条は職員の給与等に関する規定でございます。

なお、13ページの別表第1は事務局各班の分掌事務、続きまして14ページの別表第2は協議会の公印について、また15ページ、16ページには協議会の起案用紙の様式を掲載しております。

以上が合併協議会の事務局規程でございます。

続きまして、17ページを御覧ください。

17ページは、別紙2「高松市・香川町合併協議会財務規程」でございます。

この規程は、第1条の趣旨にございますように、規約第16条に基づき、協議書の別紙として、協議会の財務に関し必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条では歳入歳出予算について、第3条は予算の補正、第4条は歳入歳出の款、項、目の区分について、第5条は出納及び現金の保管について、次の18ページに移りまして、第6条では協議会の出納員、第7条では予算の流用及び予備費の充当、第8条では決算等について、第9条では収入及び支出の手続をそれぞれ定めたものでございます。

以上が財務規程でございます。

続きまして、20ページをお開きください。

20ページは、別紙3「高松市・香川町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する

規程」でございます。

この規程は、規約の第17条第2項に基づき、協議会の別紙として、合併協議会の委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めたものでございます。

まず、第2条の報酬の額でございますが、規約第8条第1項第4号の学識経験を有する委員、第2項の委員、規約第15条第1項の監査委員の報酬の額は、日額6,500円といたしております。

次に、第3条の費用弁償の額でございますが、具体的に申しますと、委員である議員の方が会議等に出席したときは、その費用弁償として、日額6,500円を支給することといたしております。

また、協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給することといたしております。

なお、第4条では、報酬及び費用弁償の支給方法につきましては、高松市の例によることといたしております。

以上が委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、これらの3つの規程を含む協議書を高松市長、香川町長の間で、去る8月26日に取り交わしたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第1号「合併協議会規約」及び報告第2号「合併協議会規約に関する協議書」についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第1号及び報告第2号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。よろしくお願いをいたします。

10ページの高松市・香川町合併協議会事務局規程の第3条でございますけれども、事務局の分掌事務を拝見いたしますと、相当多岐にわたっており、煩雑になっておられるのでございますが、この総務班、調整班、計画班に所属する市と町の人員の割り振りと人事は、決定をしておるのかどうか、承りたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） それでは、事務局から説明いたします。

事務局長 失礼します。事務局から説明をいたしますが、ただいまの御質問のあった各班ごとの職員ですが、これは協議会事務局の職員ということで、委員さんの紹介の後、事

事務局職員を紹介いたしました、そこで紹介しましたように調整班としては加藤、藤川、澤田の3名でございます。総務班及び計画班は、福井と森田の2人でございます。御質問の内容は、多分、それぞれ市町の職員全部ということでしょうか。

初瀬委員 これだけのあれを、今のそれぞれお名前を承った方々では、ちょっと事務処理がしかねるんじゃないかということで、市や町の人がサポートするのかどうか、そこらをひとつ承りたいと、こういうことでございます。

事務局長 事務局からもう一度説明いたしますが、今の全体の事務の体制のことになるかと思いますが、これにつきましては、高松市及び香川町の全体の人員体制といえますか、組織の中での対応ということになります。その中で、現時点において、事務体制としてどの程度が必要かということで、双方で協議をいたしました結果、ただいま紹介したような体制で、現時点においては、それに対応していこうということでございます。

なお、今後の状況によりましては、必要に応じて、協議会の御意見等もいただきながら、それぞれの市町の方への配慮方を要望するということもあろうかとは思いますが、現時点においては、この体制で対応していきたい。

なお、実際の実務につきましては、今後の協議会の中で御説明をすることになります。それぞれの市町の職員で構成する部会というものを、今後、設置をいたしまして、その部会の中で、それぞれ実務を担当している職員同士での協議・調整ということが実際の作業としては出てくるわけでございますので、そういうことを含めて、協議会事務局としてはただいま紹介したような人数でございますが、作業的には両市町の職員全体が当たるというふうに御理解いただければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

初瀬委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

11ページの代決の第8条に関して、ちょっと確認しておきたいんですが、ここに会長及び副会長が不在、「不在」という言葉が出てきておるんですが、この不在というのはどういうことをなして不在というのか。例えば、県外出張である、庁舎外に出ておるとか、その場所に同席していないとか、そういう意味がちょっと確認したいのと、もう一点、代決についての規定を設ける場合には、代決した場合の後関とか報告、こういった規定を、またその下に置くことも多々あるんですが、ここにはないので、この代決規定の運

用の仕方についてどういうお考えであるのか、御説明、お願いいたします。

議長（増田会長） それでは、事務局から説明いたします。

事務局長 ただいまの事務局規程の8条の代決の関係でございますが、基本的に、こういう合併協議会の組織をつくって、会長、副会長という職がある以上、その決裁権というものをきちんと明記しておく必要があるということで、このような規定をいたしております。

ただいまの後段部分の御質問でございますが、そういう規定をいたしておりますけれども、基本的には、代決というのは、もうほとんどないというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。実務的には、会長が決裁すべきことについては、会長が不在のまま、副会長あるいは事務局長までおろすことができるということになっておりますが、現実に事務局長でその決裁を行うということについては、できないというふうに、私、理解をいたしておりますので、この代決についてはできる限り慎重に扱うということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初の第1点目の、不在のときの解釈等でございますが、ただいま申し上げましたようなことで、基本的には、この代決というのは現実には起こり得ないというような考え方のもとに、慎重に、適正に対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

御厩委員 説明をお聞きいたしまして納得いたしました。適正に運用されることをお願い申し上げます、終わります。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田でございます。

7ページの規約に関する協議書の第4番、委員で、「規約第8条第2項に規定する委員については、当分の間、置かないものとする。」と書いてありまして、3ページの規約の方を見ますと、第8条第2項、「前項に定める者のほか、必要に応じて1市1町の長が協議して定めた者を委員として加えることができる。」となっておるわけですが、これについて、私、この会の構成を拝見して不思議に思いますことは、やはりこの会の目的というのは、合併するにせよ、それから、もうしないことにしようということにせよ、先ほど吉本町長が言われました町民の世論を二分する賛成、反対、どちらに対しても、十分な合理的かつ必要な説明ができるところまで議論を進めることが、この会の目的であると思うの

ですが、そもそもこの会が成立するというか、つくり上げられた基本は、一部香川町住民の強力というか、積極的かつ非常に積極的な住民発議でございますわね。何うとこによると、何か西川さんとか今井さんとかという方が中心になって進められたと思うんですが、この会がそもそも発足することになった当事者がこの委員の中にいないというのは、今の説明責任、何ビリティって言うんでしたっけ……、アカウンタビリティを果たす上から、非常に非能率なことではないかと。ここに委員として列席しといていただければ、するにせよ、しないにせよ、住民の半分に対しても、この場で説明できちゃうことになるのだから、ぜひとも、この会の発足の原因者となった推進の中心人物は加えていただきたいなど。今後、会長さん、副会長さんの間で必要に応じて定めていただきたいと思うのに、当分の間、置かないものとする、わざわざここで断りになった理由は何でございますでしょうか。

議長（増田会長） 基本的には、町長さんと私との間で決めたということですが、経過については、事務局の方から説明いたします。

事務局長 事務局の方から説明いたしますが、ただいま御指摘いただきました住民発議代表者を委員に選任するかどうかということにつきましては、合併特例法においては、住民発議によって設置された合併協議会には、住民発議代表者を委員に加えることができるというような規定があります。そういうようなことを受けまして、委員に加えるかどうかについて、高松市と香川町で協議をされたということでございます。

ただいま御指摘いただきましたように、第8条の第2項におきましては、1市1町の長が協議して定めるというふうになっておりますので、合併特例法の規定を踏まえて、どうするかということについて協議を行ったということございまして、それによって委員に加えることについて、結果的に合意ができなかったということで、当分の間、置かないという規定にさせていただいたところでございます。

そういうことで、事務局としては、そのような説明をさせていただきます。

鎌田委員 その法律の件は、ちょっと見落としておりましたけれども、法律がわざわざ合併協議会には住民発議の代表者を加えることができると明記しているということは、法律の読み方としては、できるだけ加えなさいよという趣旨だと思うのですが、当事者をのけ者にしたこういう会議なんていうのは、余り意味ないんじゃないんでしょうかね。全国的にも、やっぱりちょっと笑われるんじゃないかなあ。

議長（増田会長） 基本的には、協議が調わなかったということなんでございますけれ



ども。

それでは、ちょっと香川町長さんから。

吉本副会長 香川町としては、委員を置くことができるようになっておるんで、置かなければならないということではないわけでございまして、まず初めに、本当に直接関係しておる市議会または町議会議員が6名ずつ出てきておるといふこと、さらには執行部では市長、町長、さらには助役が出ておる。また、3名のその他の委員でございませうけれども、それぞれの部門で、長が十分に検討した上で決められたと、こう考えておるわけでございまして、必要に応じてまた決める、当分の間、置かないといふのは、これだけのそうそうたるメンバーがおって、それを何ぼでも入れるっちゅうことない、初めはこれでスタートしようでないかと、香川町としてはそれを希望しておると。こんなところで、事務局を通じて会長さんの方へ申し入れた次第でございませう。

それで、そういうことで、香川町の方から必要ないと、当分の間はと、そういうことで希望したわけでございませう。

以上でございませう。

議長（増田会長） そういう経過でございませうので。

鎌田委員 納得はできませんけれど、当面はそういうことといふことで、一応、了承はいたします。

議長（増田会長） また、今後、引き続き協議はしてまいります。

ほかに何かございませうでしょうか。

どうぞ。

大塚委員 香川町議会からこの協議会に出ております大塚です。

私も、つい先日、増田市長さんからの委嘱状をいただいたわけですがけれども、私としては、先ほど来、伺った規約に基づく、合併協議会規約に基づく協議書の中で、7ページですか、2番目に、会長、「規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、高松市長 増田昌三を選任する。」といふ、こういう協議書の内容が報告されたわけですが。しかし、私は、ここ最近の市長さんの発言をめぐって、こんなに無責任で、本当に合併をしようかどうかといふ、協議会の会長を務めていただくことが適当かどうかといふことにも、疑念を抱いた次第です。といふのも、つい先般、総務大臣と中核市市長さんが……

議長（増田会長） 議案に関係のない質問は、後で、後ほど受けませうので……

大塚委員 いや、議案について……

議長（増田会長） この、会長が適当でないとおっしゃるんですか。

大塚委員 いえ。この協議書の協議内容についての質問をしているんです。

議長（増田会長） そうです。ですから、だからこの項目が……

大塚委員 そういう発言があったのは、今日御参会の皆さん、御承知のところだと思うんですけども、だけにとどまらず、例えば広域行政というのは、非常に私も……

議長（増田会長） その件については、また後ほど話す時間をつくっておりますので。

大塚委員 後ほどでなくて、ここに出てるんです。

議長（増田会長） だから、会長をここで決めとることがどうかということでしょう。

大塚委員 はい。だから、そのことで質問をしているんです。

議長（増田会長） その件については、事務局から説明いたします……。会長がここで決まったいきさつを聞いとるんでしょう。

大塚委員 そうです。

議長（増田会長） それは、協議によって決まったんですけども。

大塚委員 はい。だから、そのことを聞いてるんですけども、聞くことが適当でなかったんですか。

議長（増田会長） いやいやいや。だから、そのことについては、協議で決まったわけでございます。

森谷委員 はい。

議長（増田会長） ちょっと待ってください。

大塚委員 いや、発言中です。私自身も、議員を30年余り続けてきたわけですけども、この間には、広域行政をどうやって円滑に進めていくか、そしてどういう広域行政をつくるのが適当か、そういうことについて、その都度、参画してまいりました。しかし、そういったことが、一方的に解散すべきだというふうな発言をされていますが……

議長（増田会長） その件については、また後ほど話しますって。そのことが果たして……

大塚委員 こういうことは、私は……

議長（増田会長） そんな発言がそのとおりだったかどうか、まだわからないわけですから、議題に関連のない発言は御遠慮願います。

大塚委員 私は関係あるから言っているんですよ。

森谷委員 今の分に関連して申し上げ……

議長（増田会長） ちょっと、そこで発言を……

大塚委員 そういう中で……

議長（増田会長） ちょっと、もうそこまでにしてください。

大塚委員 やっぱり合併協議会を円滑に進めていくためには、私はこういった過去の…

…

議長（増田会長） ですから、円滑に進めていくためには、会長をどうすればいいわけですか。会長をかえた方がいいというのか、もっと簡明に発言してくれますか。

大塚委員 端的に言えば、私はむしろ、増田さんが会長になるよりも助役さんにでも代わっていただいたらどうかと、こういうこともあります。

議長（増田会長） なるほどね、はいはい。そういう御意見は当然あると思いますが、これは両市町の協議で決まったことですので……

森谷委員 その件に関してですが、発言させてください。

議長（増田会長） それじゃあ、ちょっと。

森谷委員 高松市の森谷でございます。

今の御質問のことは、先ほど議長が後ほどお話しするということございまして、このことに関しては、その次のページの9ページに、高松市の市長と香川町の町長とが8月26日に合意して、きちっと判を押しているという部分ですので、これはもう、この議案に関しては、このように市長と町長とで合意のもとだということですので、その他に関しては、またその他のところで御質問すればよろしいんじゃないかと思えますけど。

〔「賛成」「質問の中で、また発言いただきたいと思えます」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そのほかに何か御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そのほか特にないようでございますので、報告事項については、以上で終わります。

会議次第4 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第4の（2）「協議事項」に移らせていただきます。

協議事項のうち、議案第1号から議案第3号までの3件につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局次長 それでは、議案第1号、第2号及び第3号について御説明をいたします。

資料の 21 ページをお開き願います。

議案第 1 号「高松市・香川町合併協議会会議規程について」でございますが、高松市・香川町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項については、規約第 10 条第 3 項の規定で、会長が会議に諮り別に定めるとされておりますことから、この規定に基づいて、議案として提出するものでございます。

22 ページをお開き願います。

まず、第 2 条の基本方針でございますが、第 1 項では、会議は公開とし、出席委員の過半数の賛同があるときは非公開とすることができること、第 2 項では、会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとするという基本方針を規定いたしております。

第 3 条は、議長、委員の責務について規定しております。

第 4 条の会議の開閉等につきましては、第 1 項で会議の開閉は議長が宣告する旨、第 2 項で、会議における発言は議長の許可を得た後に行う旨を規定いたしております。

第 5 条は、会議の進行についての規定でございますが、第 1 項で、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする規定しております。

この第 1 項の規定の趣旨でございますが、合併協議会は議会と異なり、議決機関ではなく、意見の集約を行う場でございますので、それぞれの合併協定項目などについて、協議会の会議の場で協議し、各委員の意見集約を行う中で、一定の方向性を導き出すことといたしております。したがって、それぞれの協議項目について、多数決で議事を進めていくということではなく、まずは全会一致が原則であるということでございます。

ただし、すべてこれで参りますと、効率的な議事運営ができないケースもございますので、議論を尽くしても、なお意見の一致を見ることが困難である場合には、大方の賛同をもって議事を進めるということとしたものでございます。

この「大方の賛同」でございますが、あくまで原則は全会一致でございますが、例えば 3 分の 2 であるとか 4 分の 3 とかという表記の仕方もございますが、原則を崩すような形で記載することはどうかということで、香川県が作成いたしました合併事務のガイドブックの考え方や、県内の他の合併協議会あるいは鹿児島市、長崎市地域の合併協議会などの事例も参考にいたしまして、このような「大方の賛同」という表現としたものでございます。

次に、第 5 条の第 2 項でございますが、協議事項は、原則として質疑及び協議を行う会

議の前の会議において提案し、説明をするということといたしております。すなわち、会議で各委員に協議していただく場合には、まずは協議を行う会議の前に開催する会議において、次回に協議していただく事項として提案するとともに、その内容について御説明をいたします。各委員におかれましては、次の会議までに、この協議事項について検討をいただき、考えを取りまとめた上で会議に臨んでいただく、このような進め方を原則とするものでございます。つまり、通常の場合は、検討する期間を設けるという趣旨から、提案即決定という方法はとらないということでございます。

ただ、事案によりましては、例外的な取り扱いも出てくるのが考えられます。

次に、第6条の傍聴につきましては、会議は傍聴することができること、また会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める旨を規定いたしております。

次に、第7条の会議録でございますが、第1項で、議長は会議録を調製すること、第2項で、会議録は議長が指名する2人の委員が署名する旨、規定いたしております。

次に、第8条の会議録等の公開でございますが、第1項におきまして、会議録及び会議に提出された文書は原則として公開すること、第2項で文書の公開の方法につきましては、議長が別に定める方法により行う旨を規定いたしております。

次の第9条は規律、第10条は関係者の出席、第11条は関係者の出席を求めた場合の費用弁償について規定しております。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしております。本案について御承認をいただければ、本日付けで施行するということといたしております。

以上が議案第1号の説明でございます。

続きまして、議案第2号について御説明をいたします。

24ページをお開き願います。

議案第2号「高松市・香川町合併協議会傍聴規程について」でございますが、合併協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるため、ただいま御説明をいたしました会議規程第6条第2項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

25ページの方を御覧ください。

まず、傍聴規程第2条の傍聴席の区分等でございますが、傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分すること、一般傍聴席の定員は50人以内とし、議長が必要と認めるときは、これを制限することができる旨、規定をいたしております。

次に、第3条は、傍聴の手続について規定いたしております。傍聴希望者は傍聴受付

票に氏名等を記入の上、傍聴証の交付を受けることとし、傍聴の受付は、会議開始30分前から行うものとしたしております。

また、傍聴証については、会議開始予定時刻の15分前から受付順に交付いたしますが、会議開始予定時刻の15分前におきまして、傍聴希望者が定員の50人を超える場合には、くじにより傍聴人を決定し、傍聴証を交付することとしたしております。

次に、第4条は、傍聴を終えて退場する際の傍聴証の返還について、第5条につきましては会議を妨害するおそれ、その他の理由により、傍聴席に入ることができない者について規定いたしております。

次に、26ページをお開きください。

第6条、傍聴人の守るべき事項につきましては、傍聴人が傍聴席におきまして守るべき事項について、第1号から第8号まで列挙をいたしております。

次に、第7条、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止でございますが、あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、傍聴人が写真、映画等の撮影及び録音等はしてはならない旨を規定いたしております。

次の第8条につきましては、傍聴人が職員の指示に従わなければならない旨、規定いたしております。

次に、第9条、傍聴人の退場でございますが、出席委員の過半数の賛同によりまして会議を非公開とする決定があった場合には、傍聴人は速やかに退場しなければならない旨を規定いたしております。

第10条は、傍聴人がこの規程に違反した場合に、議長が講ずる措置について規定いたしております。

27ページの附則につきましては、施行期日でございますが、本案について御承認をいただければ、本日付けで施行いたすこととしたしております。

なお、27ページには第3条に規定する傍聴受付票の様式、次の28ページには傍聴証の様式を記載いたしております。

以上が議案第2号についての説明でございます。

続きまして、29ページを御覧いただきます。

29ページは、議案第3号「高松市・香川町合併協議会会議録等閲覧規程について」でございますが、高松市・香川町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関して必要な事項を定めるため、会議規程第8条第2項の規定により、議案と

して提出するものでございます。

30ページをお開きください。

まず、会議録等閲覧規程第2条の閲覧請求者でございますが、何人も会議録等の閲覧を請求できるものとしたしております。

次に、第3条、閲覧に供する会議録等でございますが、第1項で閲覧に供する会議録等の内容を、第2項では個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項など、閲覧に供することが適当でない認められる事項を記載した会議録等の全部または一部については、閲覧に供しない旨、規定をいたしております。

次に、第4条は閲覧の請求、第5条は閲覧の場所及び時間について規定いたしております。協議会の事務局及び高松市、香川町の所定の場所で閲覧できるということとしたしております。

次に、第6条は遵守事項について、第7条は閲覧の中止及び禁止について規定をいたしております。

なお、附則につきましては、先ほどと同様でございますが、本案について御承認をいただければ、本日付けで施行いたすということとしたしております。

なお、次の32ページには、請求書の様式を記載いたしております。

以上が会議録等の閲覧規程でございます。

以上、簡単でございますが、議案第1号から第3号までの説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第1号から議案第3号までの3件につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。

22ページの第5条でございますけれども、先ほど事務局の方から、この条につきましては、るる詳しく御説明をいただきまして、議決機関でないから、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とすると、こういう表現になっておりますけれども、私はこの表現はいかがなものかなと思うわけでございます。全会一致をもって決するというふうな表現をするのが妥当ではないかと、このように思うわけでございます。また、それが審議して全会一致にならない場合のことも考えまして、会議の議事を審議して、一つは採決した後、次に進めるとか、または2番目に、可否を決した後に次に進めるとかというふうな

する方が妥当ではないかと、このように思うわけでございます。それが1点。

次に、「大方の賛同」という表現でございますけれども、この表現については、少しあいまいな表現だと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

具体的な運用方法についてお尋ねしますけれども、過半数、例えば11対10のときは、大方の賛同というふうに理解をしてもよろしいんでございましょうか。また、賛否が分かれたとき、その事項を保留か、または玉虫色にいたしまして議事を進行するというところでございましょうか。

以上、2点を承りたいと思います。

議長（増田会長） 事務局から、説明、お願いします。

事務局長 ただいまの2点の質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目ですが、会議規程第5条の1行目、会議の議事は全会一致をもって決するとしてはどうかという御意見ですね。

初瀬委員 そうです。

事務局長 その上で、後のただし書き的な運用ということの御発言がありましたが、基本的に決するとした場合でも、その後の規定を入れることになると、やはりただし書きになります。したがって、その関係からいけば、前段部分は原則とするということの方がいいのではないかな。原則とするということにしておかないと、ただし書きが規定できないのではないかなというふうに考えられます。それが第1点です。

第2点の「大方の賛同」ということでございますが、これは一般的な会議には余り見られない表現でございまして、御質問のようなことがあるわけですが、合併協議会の協議自体は、協議会として意思決定をする、ただいまの会議規程とかということを除きますと、協議して、後々出てきますが、確認という行為をいたします。協議をしていきますと、個々に個別に協議をして確認をしていきますと、最終的にこの合併協議会の中において協定書を調印するということになります。協定書の段階で、すべて再確認ということになりまして、そこで初めてこの協議会として決定というか、方向づけがされる。それをもって、最終の決定かどうかということになりますと、ちょっと法律上の問題からいきますと、合併の意思決定については議会の議決ということになりますので、この合併協議会というのは、その前段部分での意思確認と、仮契約的な、そのような形の合併協議会の性格がございまして、

したがって、ここに書いておりますように、それぞれの合併協定事項に係る項目に



ついて、その段階その段階で多数決で決めていく、マルかバツかというような考え方で進めていくことについてはなじまいというのが、全般的な考え方があるわけでございまして、そのようなことから「大方の賛同」、どうしてもその一部に御意見がある、あるいは反対の意見があるというときには、ほぼ賛成だというような雰囲気があれば、その感触を得て、大方の賛同を得たということになるかというふうに思います。

例えば、全く賛同できない場合でも、絶対反対というような場合とか、あるいは条件をつけたいとか、態度はちょっと保留、棄権をすとかというようなこともあろうかと思えます。そのようなことを考えていきますと、賛成か反対かの二者択一をとるような採決の方法ではなくて、御指摘いただきましたように3分の2とか4分の3以上の数値をもって諮っていくのではなくて、とりあえず、この段階においては、こういう御意見もあった、反対の意見もあったということで、この案件については、このような形で置いておこう、あるいは次の会議、あるいはその次の会議等において修正をしていくというような工夫もしながら会議を進めていくと、そのようなことが合併協議会の会議の性格であるということから、個々の規定においては大方の賛同をもって会議を進めていくという考え方で提案をいたしたところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

初瀬委員 後半の部分の大方の賛同の御説明はよくわかったんでございますけれども、この進めるという字句についての御説明を、私は少しちょっと理解に苦しんだんでございますけれども、時間の関係で、もう結構でございます。次へ進めてください。

議長（増田会長） それでは、ほかの方の御意見、伺いたいと思えますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第1号から議案第3号までの3件を一括してお諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までの3件は、原案のとおりいずれも決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第1号から議案第3号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

ただいま会議規程を御承認いただきましたので、会議規程第7条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、山田徹郎高松市議会議長さんと松浦可稔香川町議会議長さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号を議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第4号「高松市・香川町合併協議会幹事会規程について」御説明をいたします。

資料、33ページをお開き願います。

協議会の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項につきましては、規約第12条第2項の規定によりまして、会長が会議に諮り別に定めると規定されておりますことから、この規定に基づいて議案として提出するものでございます。

34ページをお開きください。

まず、幹事会規程第2条の所掌事務でございますが、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、調整するほか、両市町の合併に必要な事項について、協議・調整をすることといたしております。

次に、第3条の組織及び第4条の幹事でございますが、幹事は35ページの別表にございますように、両市町の助役など、それぞれ4名をもって充てることとしております。

次に、第5条では、幹事の互選によりまして、幹事長及び副幹事長を置くこととしております。

次に、第6条の会議でございますが、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長が会議の議長となることとしております。

次に、第7条の部会でございますが、幹事会に部会を置き、実務的な協議又は検討を行うことといたしております。

次に、第8条の関係者の出席でございますが、幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができることとしております。

次に、第9条は、会議の協議・調整の経過、結果についての会長への報告、第10条は幹事会の庶務についての規定でございます。

なお、附則につきましては、施行期日について規定いたしておりまして、本案について御承認いただければ、本日付けで施行することといたしております。

以上、幹事会規程についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第4号につきまして、御質問、御意

見等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

初瀬委員 第7条、34ページの第7条でございますけれども、幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、実務的に協議または検討を行うため、幹事会に部会を置くと。「部会」という言葉が初めて出てきたわけでございますけれども、先ほどもちょっと部会と幹事会の関連についてお話があったと思うんでございますが、もう一度、この班と部会との人事等、どのようになるのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい。

事務局長 事務局から説明をいたします。

このただいま御指摘いただいたところの部会といいますのは、幹事会規程に基づいて部会を設置するというところでございまして、幹事会の下部組織という位置づけでございます。

先ほど御指摘いただきました事務局の中の班というものは、合併協議会そのものの事務局でございまして、ここに、この幹事会規程に書いてますように、規約第3条各号に掲げる事務について実務的に協議または検討を行うということで、先ほど説明いたしましたように、高松市と香川町の各部署において関係するところが寄って、具体的な個別の項目について協議・調整を行う、その組織がこの部会に当たるものでございます。

なお、本日は、この部会についての、どういう形で組織構成をするかということにつきましては、高松市と香川町の組織機構が異なりますので、その調整ができておらないということもございますので、本日は、ここに部会規程というものは提出をいたしておりませんが、早急に部会の構成を定めて、改めて御報告をさせていただくことにいたしましたと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

初瀬委員 よくわかりました。

次に、その2番目でございますけれども、部会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定めると、こうあるのでございますけれども、これは合併協議会規程の基本方針第2条の2にあります、会議の運営に際しては公平かつ公正な協議に努めると、こういう条文があるので、この条文を生かして、必要な事項は会長、副会長が協議して定めるとするのが妥当だと思いますが、これは議長さんに、ひとつよろしく御返答を承りたいと思います。

議長（増田会長） これも、市町でいろいろ話し合いの結果決まったと伺っておりますので、事務局からちょっと説明させていただきます。

事務局長 御指摘いただいた点は、この幹事会規程を提案する、そのほかの規程も同様ですが、提案するに当たって、両市町の長が協議して提案をいたしております。

そのようなことで、この規定で、幹事会規程の中では、今の第7条の第2項では、必要な事項は会長が別に定めると、それから第11条の委任のところにも、必要な事項は会長が定めると。これは、こういう規定を作成する段階での基本パターンといいますが、そのようなことで規定をいたしておりますので、この規定そのものを提案する段階で、前段階で市長と町長が協議すると、高松市と香川町が協議して提案をするということでございますので、御指摘いただいた部会の組織及び運営に関して定める場合においても、事前には十分に協議をして定めなければ、勝手に定めることにはなりませんし、勝手に定めても、それが運営できないということになりますので、これはもう前提条件としては、当然双方が協議するということが御理解をいただきたいというふうに思います。

初瀬委員 十分それを遵守していただくようお願いして、やめます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、議案第4号についてお諮りいたします。

議案第4号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第4号につきましては原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号及び議案第6号につきましては関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、議案第5号及び議案第6号について御説明をいたします。

資料、36ページをお開きください。

まず、議案第5号「平成15年度高松市・香川町合併協議会事業計画について」でございますが、37ページに事業の内容を記載いたしております。

平成15年度におきましては、合併の是非も含めました合併に関する協議を行うとともに

に、住民の皆様方の理解をより一層深めていただくために、積極的な情報提供に努めることなど、以下の事業を実施してまいりたいと考えております。

まず第1に、合併協議会だよりの発行やホームページの開設による情報の提供でございます。先ほど申し上げましたように、合併問題について、住民の方々の理解をより一層深めていただくことが重要でありますことから、当合併協議会の広報紙である合併協議会だよりやホームページの中で、合併協議会での協議の内容あるいは会議録、関係資料などを、できるだけわかりやすい形で情報提供してまいりますのでございます。

2点目は、事務事業実態調査の実施及び調整でございます。合併協定項目の協議のためには、高松市・香川町双方の数多くの事務事業のすり合わせが必要でございます。そのための基礎資料といたしまして、事務事業の実態調査を行うとともに、事務事業の調整を行うものでございます。

3点目は、市町建設計画の作成でございます。市町建設計画と申しますのは、合併する市町のマスタープランとして、ソフト・ハード両面の施策を総合的かつ効果的に推進するために、合併市町の建設の基本方針や実施する事業等を定めたものでございまして、今年度から、その作成の作業に着手するというものでございます。

4点目は、合併協定項目の協議でございます。2点目の事務事業実態調査の実施、調整を踏まえて、合併協定項目について協議を行うものでございます。

5点目は、協議会、幹事会、部会等の開催でございます。先ほど御質問がございましたように、協議会のほか、下部組織でございます幹事会、部会等を適時、開催し、合併に関する協議・調整等を行うものでございます。

6点目は、合併協議会等、先進地域の情報収集及び調査研究でございます。全国の、既に合併を実現した市町や、現在、合併協議を行っている市町など、他地域についての情報は参考になりますことから、積極的な情報収集、調査研究を行うものでございます。

7点目といたしましては、その他必要な合併に関する調査研究でございまして、合併に関して必要な調査研究を、適宜、実施するものでございます。

以上が平成15年度の事業計画でございます。

次に、38ページをお開き願います。

議案第6号「平成15年度高松市・香川町合併協議会歳入歳出予算について」、御説明をいたします。

次の39ページを御覧いただきたいと存じます。

平成15年度の合併協議会の予算についてでございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,900万1,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の40ページの第1表のとおりでございます。

39ページに戻っていただきまして、第2条、歳出予算の流用についてでございますが、平成15年度中の当協議会の歳出予算の支出に当たりましては、予算額に不足を生じた場合は、款相互の金額は、必要に応じて流用することができるとしておりまして、弾力的な運用について御了解、御了承をいただきたいと存じます。

それでは、歳入歳出の内訳について御説明をいたします。

41ページをお開き願います。

まず、歳入の1、負担金でございますが、市町負担金といたしまして950万円を計上しております。説明欄にございますように、両市町の負担金の額は、先ほど御説明いたしました経費負担の考え方に基きまして、高松市が623万5,000円、香川町が326万5,000円となっております。

次に、県支出金でございますが、県補助金として950万円を見込み、計上いたしております。この県補助金につきましては、県の市町村合併促進支援事業費補助金として、補助率が2分の1で、原則として2年間で3,000万円を上限として交付されますが、今年度は、歳出予算総額の2分の1、950万円を計上いたしております。

次の諸収入につきましては、預金利子として1,000円を見込み、計上させていただいております。

以上が歳入予算の内訳でございます。

続きまして、42ページを御覧いただきたいと存じます。

42ページは歳出予算の内訳でございます。

まず、運営費のうち、会議費163万7,000円でございますが、内訳は協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料、会議室使用料、放送録音機器借上料等でございます。

次に、事務費368万2,000円でございますが、これは協議会事務局の臨時職員の経費、消耗品、印刷費用、切手代等の通信運搬費等でございます。

次に、43ページの事業費のうち、事業推進費でございますが、1,358万2,000円を計上いたしております。その内訳といたしましては、合併協議会だよりの発行に伴

う経費、市町建設計画策定等の委託料、ホームページ開設・管理の委託料、県からの職員派遣に伴う負担金等でございます。

なお、予備費といたしまして、10万円を計上いたしております。

以上が歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は1,900万1,000円となるものでございます。

以上、簡単でございますが、平成15年度合併協議会歳入歳出予算の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第5号及び議案第6号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、今、15年度の合併協議会の事業計画が示されたり、あるいは、それに伴う必要な予算の措置を提案されましたので、私はもう全く、その提案されてることについては賛成であります。ただ、先ほど私は、吉本町長さんから当初の開会の時点で、合併協議会に臨む香川町の町長さんの基本的なスタンスと申しますか、姿勢が示されて、非常に重要なことが発言されておまして、私どももそのことを十分認識しなければならないというように考えながらお聞きしておりましたので、これと、その御発言の内容と事業計画とのかかわり合いについて、若干申し上げていきたいと思っております。

町長さんのお話は、ごあいさつは、それぞれの市町が、今日まで先人の努力によって営々として住民の住みよいまちづくりのために努力をしてきたことを尊重しなければならない。あるいは、協議会は十分協議を尽くして、十分尽くしたという評価を得られるように協議を進めなければならない。あるいは、住民投票の結果、非常に拮抗している状態というものを十分踏まえて協議を進めていかなきゃならないという、大きく言えば3つの柱についてお話がありました。全くそのとおりだと思います。

私は、合併の成否は住民の皆さんが握っているし、そのことを踏まえて十分協議を進めていかなきゃならないし、この高松市と香川町の合併協議会そのものが、十分、もう意を尽くして、お互いの今日まで築いてきた、培ってきた広域行政や一部事務組合のやり方、実績、そういうものを尊重しながら、信頼性の上に立って、その協議を十分尽くさなければならないということを考えております。

そういう意味からいきますと、そういった基本的なスタンスからいきますと、この15

年度の合併協議会の事業計画、ホームページを開設したり、あるいはこれから先、合併協議会のルールにのっとって市町の建設計画の作成であったり、合併協議項目の協議であったり云々と、こういうことで、ここに掲げられている幾つかの項目ということについて、順次、協議を進めていくという段取りになるわけなんですありますが、ただ私も他市町との、高松市と塩江町の合併協議会にも出席しておりまして、それらの進行状況と見比べてみまして、きょうの会議の中に部会の調整がつかなかったのが、部会に対する規約の提案、規約が提案されていないというようなことが事務局から報告があったわけですが、そんなことをちょっと考えてみますと、これから先の協議の進め方というところに、若干の危惧を覚えるわけなんです。

といたしますのは、私ども正直言いまして、事務組合で若干の、お互いの町の状況は、ある程度は知っておりますが、高松市とか、あるいは香川町との事務事業の実態あるいは行政サービスの差異、どういうサービスの実態になっておるのかということについて、十分知らされていないといううらみがありますね。

そういった状態でありますから、私は、本来、合併協議会の進め方としていけば、この合併項目、協定項目の協議あるいはその調整、事務事業の調整をいかに進めていくかという、調整の原則論から入っていくということになっていくんですが、私どもはその原則論に入る前に、どういう行政の実態にあるのか、あるいはどういう行政サービスの差異があるのかということについて、十分これ承知しておりませんもんですから、このところは、私は事務局の方で、お互い香川町、高松市とが、お互いに力を合わせて、事務事業の実態を、ぜひひとつ、私どもの協議会のメンバーにわかるように、ぜひ資料を提示していただくように努力をしていただきたいというように考えておりまして、そのことをもとにして、ぜひつばさに協議を進めていくという段取りをつくり上げていきたいというふうに私は思ってます。

そのことが、吉本町長さんが最初に言われた、ごあいさつで申し上げられた、協議を尽くしていくという原則にのっとるものではないのかというように私考えておりますもんですから、ぜひそのことを申し上げて、御要望として申し上げておきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（増田会長） わかりました。私のあいさつの中にも入れておりましたけれども、今後そういういろんな両市町との差異やサービス等についても、オープンな形で皆さん方に御審議していただきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いま



す。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは議案第5号及び議案第6号を一括してお諮りいたします。

議案第5号及び議案第6号は、いずれも原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日予定しておりました議事は終了いたしました。

会議次第5 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第の5「その他」でございますが、まず（1）の「市町村の合併の特例に関する法律の概要等について」、事務局より説明をいたします。

事務局次長 それでは、「市町村の合併の特例に関する法律の概要等について」、事務局から説明をさせていただきます。

別とじにしております参考資料の方を御覧いただきたいと存じます。第1回会議の参考資料という表紙に記載しておりますが、それを御覧いただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして、裏側に目次がございます。目次でございますけれども、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の概要や市町合併の手續の概要、新設合併と編入合併の比較、両市町の主なデータ等を、参考資料として配付させていただいております。詳細につきましては、今後の協議の中で、その都度、説明させていただくということになりますので、本日はその要点のみを説明させていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

資料の1、「市町村の合併の特例に関する法律」、いわゆる合併特例法の概要でございますが、まず1は、その「趣旨」を記載しております。

次に、2の「合併協議会」についてでございますが、合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置すると規定されております。

また、合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学

識経験者の中から選任することとし、このほか、委員については、住民発議の請求代表者または同一請求代表者を加えることができるということになっております。

次に、3の「住民発議制度」でございますが、合併問題について住民の意向を反映させるため、平成7年の合併特例法の改正により制度化されたものでございまして、有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して合併協議会の設置の請求を行うことができるという規定されております。このたびの高松市・香川町合併協議会は、この住民発議に基づくものでございます。

次に、4の「市町村建設計画」でございますが、合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村等が実施する事業等を内容とする計画を作成することとしておりまして、これは合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。建設計画の「建設」という言葉から、ハード面の整備という印象を受けがちでございますが、ソフト面の施策も含む計画でございます。

なお、後ほど御説明いたします合併特例法上の財政措置につきましては、この計画に基づく事業についてのみ受けられることとなります。

なお、住民発議により設置されました合併協議会においては、合併に関する協議の状況とあわせて、市町村建設計画の作成の状況を、合併協議会の設置の日から6カ月以内に請求の代表者に通知するとともに、公表しなければならないということになっております。

次の5、「市となるべき要件の特例」は省略いたしまして、2ページの6、「地域審議会」でございますが、合併前の関係市町村の協議により、合併前の市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により、審議または必要な事項につき意見を述べることができる地域審議会を置くことができると規定されております。これは、合併すると、行政区域の拡大により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対して、平成11年の合併特例法の改正により、制度化されたものでございます。

次に、7の「議会の議員の定数・在住に関する特例」及び9の「農業委員会の委員の任期等に関する特例」、10の「職員の身分の取扱い」の3つの項目につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次に、1つ飛びまして、3ページの12、「地方税に関する特例」でございますが、市町村の合併後、直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担について均衡を欠くと、そう認められる場合には、合併が行われた日の属する年度及び、これに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一の課税

をすることができることとされております。

次に、13の「地方交付税の額の算定の特例」でございますが、合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節減が可能となり、一般的には基準財政需要額が減少し、それに従い、地方交付税も減少することが想定をされますが、合併による経費の節減は、合併後直ちにできるものばかりでないことから、合併年度及びこれに続く10年度について、合併前の市町村がそのまま存在しているものとみなして交付税額を算出・交付し、合併により、交付税上、不利益をこうむることがないように配慮されるという特例でございます。

なお、その後5年度は、この増加額が段階的に縮減されるということになっています。

次に、14の「地方債の特例等」でございますが、これは、合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業または基金の積み立てで、特に必要と認められるものは、合併年度と、これに続く10年度に限り、合併特例債をその財源にすることができ、この特例債の元利償還金の一部につきまして、普通交付税措置を行うものとされております。

なお、これらの財政措置を受けるためには、平成17年3月末までに合併する必要がございます。

なお、15以下の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、簡単ですが、合併特例法の概要についての説明を終わります。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。

資料2は、市町合併の手続の概要でございますが、合併に係る手続関係について、表としてまとめたものでございます。

まず、手続といたしましては、関係市町間で事前の協議を行った後、合併協議会の設置についてそれぞれの議会に諮り、承認を得ます。この場合、住民発議による手続もございます。その後、会長、副会長、委員の選任などの事前の協議を行い、協議が調った時点で協議書を交わし、合併協議会を設置いたします。

中段の枠の中に記載されておりますように、今後、合併の是非を含めた合併に係る協議や市町村建設計画に係る協議を行い、合併協議会での協議が成立いたしますと、再び両市町の議会に諮り、それぞれの議会で市町合併について承認をいただいた後、合併申請書を作成し、知事への申請を行います。知事は、両市町の申請に基づきまして、県議会の議決を経て合併の決定を行います。

続きまして、知事は、合併を定めたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。総

務大臣は、この届け出を受理をしたときは、その旨を告示するとともに、これを国の行政機関の長に通知します。両市町の合併の処分は、総務大臣の告示によりまして、その効力を生じるということになっております。

以上が合併手続の概要でございます。

次に、6ページをお開き願います。

資料3では、「新設合併と編入合併の比較」ということで、香川県の作成した資料を参考に、新設合併と編入合併の比較表を掲載いたしております。

まず、「定義」でございますが、合併は、地方自治法第7条に規定されました自治体の廃置分合の一態様で、それによって自治体の数の減少を伴うものをいいます。このうち新設合併につきましては、2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くこととされています。一方、編入合併は、市町村の区域の全部もしくは一部を、他の市町村に編入することとされております。

次に、「法人格」でございますが、新設合併は、合併後新しくできる市町村に新たに法人格が発生し、合併前の市町村の法人格は消滅をいたします。一方、編入合併は、編入する市町村の法人格が残り、全部が編入される市町村の法人格はなくなります。

次に、「合併市町村の名称」でございますが、新設合併の場合は、新たに定めることとなります。編入合併では、通常は編入する市町村の名称となります。

次に、「事務所の位置」につきましては、新設合併の場合は、新たに定めることとなりますが、編入合併では、通常は編入する市町村の事務所の位置となります。

次に、「市町村の長」につきましては、新設合併の場合、関係市町村の長は合併と同時に失職し、選挙を行うこととなります。編入合併では、編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は、合併により失職いたします。

次に、「議会の議員」についてでございますが、その定数・任期については、地方自治法による原則と合併特例法による特例措置で、その取り扱いに違いがございます。表では、上段に原則、下の段に特例を記載いたしております。

まず、地方自治法による原則では、新設合併の場合は、議員はすべて失職し、合併市町村の法定定数による設置選挙を行うということとなります。

編入合併の場合は、合併の時点で、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議員は失職いたします。

なお、合併によりまして議員定数が増加する場合は、増員選挙を行うこととなります。

次に、合併特例法の特例措置を適用する場合がございますが、新設合併で特例を採用する場合は、次のいずれかによることになります。

まず、 は「定数特例」を採用する場合がございますが、設置選挙におきまして特例定数で、合併後、設置選挙を行うということになります。

は、いわゆる「在任特例」を採用する場合がございますが、議員全員が合併後2年を超えない範囲で在任することができるというふうになっております。

次に、編入合併で特例措置を採用する場合は、次のいずれかになります。

まず、 は、定数特例を採用する場合がございます。編入される市町村ごとに選挙区を設けて、選挙区ごとに人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行うということになります。この場合の議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となります。さらに、これに続く一般選挙におきましても、この特例定数をとることもできます。

次に、 は在任特例でございますが、編入される市町村の議会の議員は、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任することができます。また、この場合、さらに最初の一般選挙において、編入合併の特例定数を採用することもできます。

以上が議会の議員の定数と任期の取り扱いでございます。

次に、「農業委員会の委員」も、原則と合併特例法の特例で、取り扱いに違いがございます。

まず、新設合併の場合でございますが、原則では、委員はすべて失職をいたします。特例を採用いたしますと、10人から80人の範囲で定めた数で、合併後1年を超えない範囲で在任することができます。

編入合併の場合は、原則では、編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員がすべて失職をいたします。特例では、編入される市町村の選挙による委員は、編入する市町村の委員定数プラス40人を超えない範囲で、編入する市町村の委員の在任期間、在任することができます。

次に、「特別職の職員」についてでございますが、長の場合と同様に、新設合併では全員失職し、新たに選任をするということになります。

編入合併では、編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職は失職いたします。

次に、「一般職の職員」についてでございますが、新設合併の場合には職員全員が失職し、新しい市町村に全員引き継がれます。一方、編入合併の場合には、編入する市町村の

職員は在任し、編入される市町村の職員は、全員、編入する市町村に引き継がれます。

次に、「条例、規則」でございますが、新設合併では、合併関係市町村の条例、規則はすべて失効することとなり、新たに制定することが必要となります。

一方、編入合併では、編入する市町村の条例、規則を適用することとなります。

なお、合併に伴いまして、必要な改正は行うこととなります。

最後の「建設計画の策定」でございますが、新設合併では、新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がございます。一方、編入合併では、少なくとも、編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要があることとされております。

以上、新設合併と編入合併の比較について説明させていただきました。

次に、7ページを御覧いただきます。

資料4は、「高松市・香川町の主なデータ等」でございますが、両市町の面積や人口、財政状況等を掲載いたしております。

次に、8ページをお開き願います。

資料5、「高松市・香川町合併協議会設置の経緯」でございますが、このたびの合併協議会は住民発議に基づき設置されたものでございますが、香川町住民による合併協議会設置の請求から合併協議会設置までの経過の概要を掲載しているものでございます。

本日は、時間の都合で、説明を省略させていただきます。

以上で参考資料の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に（2）の「高松市・香川町合併協議会第2回会議の開催予定について」、事務局から説明いたします。

事務局次長 会議資料、44ページの（2）「高松市・香川町合併協議会第2回の会議の開催予定について」でございます。

第2回の会議につきましては、10月中旬に開催できるよう、今後、日程等の調整を行ってまいりたいと存じます。委員の皆様には、日程が決まり次第、速やかに御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の会議の協議事項等につきましては、別途、幹事会で御協議いただくことと

なります。会議の案内状につきましては、この幹事会での協議結果等を踏まえまして、協議事項を記載して、おおむね1週間前に、別途、送付をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からの説明は、これで終わりました。

それでは、せっかくの機会でございますので、これより皆様方の方から自由な発言をお願いしたいと存じます。どなたからでもどうぞ。

はい。

松浦委員 香川町の松浦でございます。よろしく申し上げます。

この会議、初めての会でございますけど、冒頭に私どもの町長から申し上げましたように、香川町合併以来、約50年たってまいりました。急増する人口の中で、文教施設、またコミュニティ施設の増設等、必死に努力を、当局とともに、議会も進めてきたわけでございますけども、4月29日のある新聞によりますと、増田市長さんが、「香川町議会はこそくな議会だ」と断言されております。このことに対して、私、現在の香川町議会の長をしておりますけども、歴代の議員の方々、また議長の方々に大変申しわけなく思っておりますのでございます。増田市長の真意を問いただしたいと思えます。

2点目についてお尋ねします。

高松市と、今、県がマスタープラン、都市計画のマスタープランをつくっておりますけれども、その説明会も、香川町の方でございました。その段階で、増田市長さんのお話は、高松市から流出した人口を取り戻すんだと、また、都市計画の基本計画は、コンパクトなまちづくりをするんだということを答弁されております。また、その次には、企業をも高松市に取り戻すんだという説明をされておりますけども、その区域の一員である高松市長さんの高松広域都市圏計画区域の整備・開発をどうお考えなのか、お聞きしたいと思えます。これは、合併を進める上で非常に重要な問題でありますので、お聞きしたいと思えます。

また、高松市へ集中すれば、周辺の企業や人口の過疎を招き、人口の供給源とだけお考えなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

以上、2点、お伺いします。

議長（増田会長） お答えをいたします。

まず、私の基本的な合併問題に対する考え方でございますけれども、私はやっぱり住民が主体になって判断して、合併は是か非かというのを決めるべきであると思っております。

て、そのためには住民の方にできるだけ公平に、情報をできるだけ提供して、それで住民の方の判断を仰ぐということが基本でなければならないと思っております、そういうことで、我々も合併の広報は、できるだけ客観的、公正・公平な内容にしておりますが、残念ながら香川町が出しておられる合併のパンフレットを見ますと、明らかに合併協議会そのものから反対するということがはっきりしております、しかもその中に、高松市のサービスが悪いとか、合併すればサービスが低下するとか、あるいは、何かバスや病院もなくなるんだとか、そういう一方的なことばかり書いておられるんですね。そういうことが果たして、同じ、長い間広域行政を進めておる同じ団体として、それこそ信頼関係を失わせるもんじゃないかなと私は思っておりますが、それはそれで、そのときは言っておりませんでしたけれども、どうもそのあたりが私はフェアでないと、はっきり申し上げますけれども、そういう考えが、私、あります。やはり、もっと客観的にやるべきじゃないか。

例えば、税金が年間500円、確かに高いです、高松は。けれども、水道料は、月にしてそのぐらいは、私の方が安いんでないとか、そういうことを、もっと判断材料をきちっと出していかれるべきでないかということを常々思っておりますので、そういうことについて私の真情が出たということでございます。

そして、今後、都市計画はできるだけ一体にしようということは、私は、別に高松市が大きくなるのが目的ではございませんで、生活圈、経済圏が一体となった区域が一つの行政体にまとまるというのが、これがもう一番自然な形じゃないかなと思っております。

特に、流域もそうですけどもね、河川の流域も、あれは上からいろんなものも流れてくるわけですから、やはり一体的にやる。あるいは、これだけの通勤・通学が、高松市へ来ていただいとんですから、その人たちがもっと便利になるように、例えば一緒になれば、勤務地の近くの方の保育所も利用できるようになるわけですし、いろんなメリットがあるわけです。もちろんデメリットもないとは言いませんが、そういうことをどんどん、こういう協議の場を出して行って、本音の議論をすることが私は一番いいことだと思いますので、これからぜひそういう意味で、本音の議論をしていきたいと思っております。

都市計画もそうです。確かに、都市計画の区域と区域外のところでは、非常に開発がアンバランスになっておまして、私どものところはドーナツ現象といいますかね、調整区域であったところを越えて、皆さん方のところへ家が建っておりますから、道路もつくらないかん、交通網がどんどん混雑すると、そういうような状況でございますので、やはり



そういうことも含めて、やはり生活圏一体となったまちづくりをすることが一番正しいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

また、市内には、最近、記事もありましたように、小学校が随分もう、それこそ中心部が寂れておるわけで、しかし中心部にはいろんな公共施設もあるわけですから、そういうのが新たな、新しいところへ行って学校を作らないかとか、何をつくらないか、公共施設、道路をつくらないかというよりは、はるかに効果的ですから、やはりもう一度中心部の活性化ということも大変重要であると、こんなことも思います。

そういうようなことで、やはりこれからは一体化するのが一番いいんでないかということでございまして、そういうときに、国が合併特例法ということで、国、県が促進策を打ち出してくれておるんだから、こういう時期に、ぜひそういう議論をしよう。その上で、なおかつ合併しないというのは、これも一つの見識だと思います。それはそれで、私は立派な見識だと思いますから、福島県の矢祭町ですか、職員も議員も給料もどんどん減らして独立を保つというのであれば、それはそれで一つの選択だと、こんなふうに思っておるところでございます。率直な言い方しましたんで、失礼があったかもわかりませんが、お許し願いたいと思います。

松浦委員 市長さんの言葉の中に、信頼という言葉がございました。しかし、信頼関係を築くのは、長いことかかると。しかし、新聞紙上等で出てきますと、信頼関係というのは、ちょっとしたことで崩れていくということも十分御認識いただきたいと思います。

2点目の都市計画についてですけども、市長さんの言われてるのを、細部詳しく御説明しますと、中心部を高層化し、住・職近接にし、商店街を再開発して、もっと多くの住民に帰ってほしいと言われております。ということは、私たちの周辺部の町にしてみたら、合併すれば、その中心部の発展というのを第1にお考えなのでないかという気がしてならないわけでございます。その点について。

議長（増田会長） まず、信頼関係という点については、これは両方とも言い分あると思いますけれども、やはり信頼関係が一番大切であると思いますので、そういう中でやりたいと思っておりますが、どっちが先か言われたらあれですが、私ももう一つ率直な話をさせますが、この前の6月の広域組合の議会の皆さん方の態度は、信頼関係を破ったもんだと私は思っただけですけども、いかがでしょうか。

そして、都市計画の関係ですが、これはもう皆さん心配なさるのは、本当にそのとおりだと思います。ですから、新しいまちづくり、広域組合をやる場合、合併をする場合は、

しっかりとしたまちづくりプランを、これができなければいけないと、そういうことで、中心部も、それから合併する町も、共に栄えるようなまちづくりのために、まさにそのためにこの協議会があるんだと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願います。

松浦委員 なかなか信頼というには、ほど遠いように思います。以上です。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

大塚委員 香川町と高松市との関係の信頼関係、行政と行政との間での信頼関係というのは、私は、過去、長年かかって、一定のものは積み上げてこられたんでないか、そういうふうに基本的には認識してるんです。ところが、ここ最近の市長さんの発言をめぐって、今、議長からもありましたけれども、それ以外にも、先ほど話の途中になりましたが、総務大臣との中核市の市長さんが集まった席上でのお話は、マスコミ報道以外にも漏れ伝わってくるわけですが、今まで互いに積み上げてきた信頼関係を突き崩すような発言になっていたんでないか。

そのことだけではなくて、例えば香川町には「ひぐらし荘」があります。1市10町で運営されているわけですが、これについても私どもは寝耳に水で、その職員の時から、もう今度「ひぐらし荘」なくなるそやなというふうな話が聞こえてきたんです。びっくりしたわけですが、そういうふうに、管理者の側から突然話が出てくる。この「ひぐらし荘」も、例えば老朽化が進んでいって、今の基準からいうと、非常に大きく立ち遅れた施設になってるわけです。去年は、浄化槽がパンクして、下流域に相当し尿が広がったわけですが、これの処理についても、いろいろ地元から問題提起がされ、現在もされている状況なんです。

こうすることで、やっぱり一つ一つ信頼関係を築き上げていかなければならないのが、現在は、残念ながら崩すような関係になっていると。この合併協議会というのは、広域行政が発展していけば、自然にでも、合併ができる条件は生まれてくると私は信じとんです。

ところが、この合併協議会が、この会合が始まる以前に、塩江町との合併を一つの例にとって、塩江町で一定の方向が出れば、それに準じた方向に向くだろうとか、あるいは塩江町との合併協議の中で吸収……、合併……、ということで、塩江町との関係、話がその後になりましたけれども、それ以前にそういうことがマスコミに発表されたと。私は、こういう姿勢では、今後の話し合いもなかなか円滑に進みにくいんでないかと危惧するわけで

す。

私は、先ほど梶村委員さんが言われたように、一つ一つのいろんな問題を解決しながら、また相互の行政の比較・検討をしながら、改善の余地を探っていくのが、この協議会の仕事でないかと思ってます。

しかし、そういうことを真摯に進めていく、作業を進めていくためには、やはり市長さんの今までの姿勢については反省をいただきたいと思うわけです。

先ほど議長に対するお答えも、反省ではなくて、私どもにとっては、居直りとしかたれないような発言でした。非常に残念です。私は、今後、この協議会が円滑に進む中で、的確な比較、そして今後の合併した場合の建設計画、そういったものも、住民が夢が持てるようなものになれば、私は一番いいことだろうと考えているわけですが、そういうふうになるためには、非常に険しい条件を、増田さんの方でつくられてるんでないか、こういうふうに感じているわけなんです。いろいろ意見はあるかも知れませんが、率直な意見として、私はそういった観点から、できれば会長さんを助役さんにでも譲られたら、一番後々やりやすい、話も、やりやすい条件の一つになるんでないかとさえ考えているわけです。

以上です。

議長（増田会長） はい、わかりました。

一番最後の、会長職を、私はぜひ吉本町長さんをお願いしたいと思うんですけど、そういうことも含めて、もし両市町の方で考えられるようでしたら、いつでもまた考えてみたいと思います。

最近、新聞に出ております問題につきましては、近く9町の町長さんと日程の調整をして会うことになっておりますので、そこで詳しく私の真意の説明をしたいと思っておりますので、この場ではちょっと控えさせてもらいますけれども。

新聞はね、こう言っちゃ、きょうは報道がたくさんあるからあれですけども、前後のいろんな脈絡がある、その一つだけとって、それでつまるのつまらんの言われても本当に困るんですけども、私は基本的には、やっぱり今まさにおっしゃったように、広域行政がスムーズな形で進んでいけば、当然、合併の方へもスムーズに行かなければならないのが、ところが実際はそうでないというケースは、高松圏域だけでなく、全国にたくさんあるんです。中核市の会議なんかに出ていっても、皆さんおっしゃっております。広域行政が余りにも行き過ぎたので、もう別に合併するメリットないがとかということで、進ん

でないところは確かにあるわけです。逆に、もう広域組合から外れるんだったら、業務も含めて持っていくがという、そういうところもあるようですけど、いろいろあります。

だから、これから広域行政については、そういう「ひぐらし荘」の老朽化もありますし、し尿処理場も、もうあれ、現在位置での運転は、もうあと何年かしか認められておらんです。そんないろんな状況がある中で、これから広域行政についてもしっかりと、どうするのか、本当に今のままでいいのかどうかを含めて検討する必要があるんでないかということをお前は言ったつもりなんですけれども、率直な話とはいっても、やっぱり……、もうこれ以上言いませんけれども、これからとにかく同じテーブルでいろんな話をフランクにしていただければ、本当に私としてはありがたいなと思っておりますので。

梶村委員 議長。

議長（増田会長） はい。

梶村委員 私は大塚委員さんの意見は、非常に的を射た意見だと思っています。確かに、それぞれの皆さんの発言の真意が伝わらずに、誤解されたような形で伝わった段階のまま行きますと、信頼を損ねるということはもう十分な話ですから、それはもうやっぱり発言は、やっぱり慎重にしてもらわなきゃならないし、そのことについて誤解を解くための努力は、これはやっぱり当然しなきゃならん。

けども、私どもは、やっぱり広域じゃなくて、その町村合併というのはいろんな意見があります。国からの押しつけであるだとか、あるいは今までの町がずっと培ってきた歴史を崩すものであるとか、伝統をなくするものだとかね、いろんな意見がありますが、私はやっぱりこれからの国の形を、ここまで来たら変えていかなきゃならないという受け皿づくりというふうに、自分自身で考えているわけね。ですから、そういう意味からいくと、そういう受け皿づくりをするための協議をするという位置づけからいけば、先ほどお話を申し上げたように、それぞれの行政のレベル、あるいは事務事業の実態あるいは行政サービスの差異というものを、つぶさにやっぱり住民に示して、そして、それで合併の方がいいのか、それともこのままずっとこの町政のままいったらいいのか、そのことの判断を求めるといって、そのことが私は一番大事なことだと思うんです。まずは、小異を捨てて大同につくという言葉があります。また逆もあります。いろんな場合がありますが、いずれにしても、お互いこの委員に選ばれてですね、この場にお互いが座る以上はですね、その責務をやっぱり全うするという位置づけでがんばっていかなくらんと思うんで、ぜひひとつこのところはですね、また町長さんのお話は、誤解の部分はですね、私も聞

くところによると、別途、日を改めて9町の町長さん、議長さんにもお会いするという話を聞いてますので、ここのところは譲りましてね、今後はやっぱり香川町との合併問題は、つぶさな課題ごとに協議を進めていくことで、ぜひ前向きに行きませんか、ぜひ、私はそうゆうぐあいに進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたい。

議長（増田会長） ありがとうございます。まだまだ御意見があると思いますが……

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

時間があれなんです、簡単に、じゃすいません。どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。私は議員でも、行政にも何も携わっていない一般市民のつもりでここに来ています。かつ、合併するしない、そういうことを一切白紙の状態です。そのためには先ほど来、梶村委員さんがおっしゃっているように、是非かの判断材料をほんとに欲しいのです。それで、今までの皆さん方の御意見を聞いていますと、どうもその辺のことで、信頼関係がどうのこうのといっただけ。確かに大事な事かも知りませんが、私たち一般市民、香川町の一般町民の方も一緒だと思うんですけど、メリット、デメリットをはっきり示して、それで、どうなるかというのを、ほんとに徹底的にこの場で協議するための会だと思って私は参加しています。ですから、批判とかそんなことのために時間を費やすのは、できたらやめていただきたい、というのが先ほど来からずっと聞いていた感想です。それとできるだけ資料をたくさんください。事務局へのお願いです。で、ほんとに次回からは、その真の協議というものに私はしていただきたい。それのお願いです。

議長（増田会長） ありがとうございます。まことに申し訳ございませんが、もう予定の時間がだいぶ過ぎておりますので、本日はこの辺りで終わりにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

議長（増田会長） すいません。皆さん本日は長時間にわたりまして御協議賜りまことにありがとうございます。これをもちまして、高松市・香川町合併協議会第1回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 5時07分 閉会

會議錄署名委員

委員

小田 彩花

委員

松浦 可穂